

令和2年度

第5回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年8月26日（水）

佐々町農業委員会

令和2年8月 第5回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年8月26日(水) 午前 9時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和2年8月26日(水) 午前 9時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

(4) 審議事項

第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

農地の賃貸借に係る平均単価について

令和2年度 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

(6) その他

①視察研修案について

②9月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、改めましておはようございます。それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから令和2年度第5回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当りまして、吉野会長より御挨拶お願いいたします。

会長（吉野 裕君） おはようございます。梅雨明けになったといわんばかりに大変な猛暑が続いております。まだもう少し暑さが続くようでございます。どうぞ体を御自愛の上、作業をされることを願っております。

また、今月の初め、水稻の作柄、作況指数、作況が発表されております。7月の低温、大雨、日照不足等の影響で、全国的にやや不良となっております。収穫量も、昨年よりやや劣るものと予想されております。この後、収穫に向かって天候がいいほうになりますことを願っております。

それから、先ほど事務局長からの説明がありましたとおり、本日は午後、農業委員の研修が行われます。貴重な1日を費やしますが、よろしくお願い申し上げます。

今回は、また多数の案件が上程されております。議事が円滑に進みますよう、皆様方の協力をよろしくお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員は13名全員出席でございます。また、最適化推進委員におかれましても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 後、座ってさせていただきます。

案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、4番、藤永委員、5番、築城委員を指名するので、よろしくお願い致します。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号一時転用届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、資料の1ページをお開きください。

朗読説明いたします。

報告第1号一時転用届出書、借人、大分県大分市東大道2丁目5番47号〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇。

貸人におかれましては、次ページをお開きください。3ページからでございます。

貸人の佐々町小浦免584の2、〇〇〇〇さんから、5ページの貸人の北松浦郡佐々町須崎免506の6〇〇〇〇さん、9名の方の農地を使用したいということで、ちょっと1ページのほうに戻っていただきまして、目的につきましては、現在もう基地局が今建っているんですけども、NTTドコモの口石免の基地局の鉄塔塗装工事の、色の塗り替えですね、塗装工事の資材の運搬のためということで、内容についてはモノレールの設置でございます。施工業者は、貸人と同じでございます。工事期間につきましては、令和2年の9月1日から同じく2年の12月19日までの予定をされております。

場所につきましては、6ページをお開きください。

この航空写真がございます。ここの上の部分が、今、佐々南の住宅でございまして、この前の道から第2保育所のほうに上っていくところの途中で、この赤線が全部モノレールのレーンを引くということでございます。

貸人につきましても、無償でということをお願いをされているということでございました。

それから、8ページをお開きください。

ここが、基地局になっておりまして、先ほど申しましたとおり、もう既に鉄塔が建っております。この鉄塔の塗り替えということで、今回、一時転用が提出されているという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件につきまして、何か御意見、御質問等ありませんか。

事務局長（金子 剛君） すいません、この件とはまた全く別になりますけども、今、ここには資料はございません。今日の朝、建設課のほうから連絡がありまして、大茂のほうで、風力発電の、以前もあったと思うんですけど、水路に土砂がたまっているということで、一時転用の臨時届を出した経緯があるんですけど、そこの近くになるんですが、今ちょっと資料がまだできていないということで、この総会がその他まで終わった後に、建設のほうからもう一回説明に上がりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） これで、報告事項を終了いたします。

それでは、日程4、審議事項に入ります。第10号議案農地法第5条の規定による許可申請書を議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の9ページをお開きください。

A3版です。朗読説明いたします。

議案第10号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承書について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町神田免字久保100番、同じく神田免字久保の102番、2筆でございます。

地目、現況共に田。1筆目が、100番地が1,745m²、2筆目が1,009m²、合計の2,754m²でございます。

譲受人、北松浦郡佐々町羽須和免865番地5、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇、建設業及び不動産業。譲渡人、佐世保市吉岡町1351番〇〇〇〇、農業。

転用の目的でございますが、賃貸住宅ということで、共同住宅7棟の建築面積が892.64m²でございます。共同住宅を建築するためということで、今回、申請が出ております。

場所につきましては、14ページをお開きください。

国道を吉井の方面に走りまして、ラピタがありまして、ラピタの先から、ナフコから右に曲がります。右に曲がりますと、ずっと踏切まで来るんですが、その横の農地になります。2筆でございます。

現況写真につきましては、15ページをお開きください。ちょうど道沿いになっております。

それから、19ページ、20ページをお願いしたいと思います。

まず、20ページが、ここにアルファベットでA、B、Cとずっと書いてあります。ここに、上の筆に4棟建ちます。1棟4世帯です。下の農地に3棟の予定です。全部で28世帯という予定でございます。それから下は、番号を打ってあるところは全部駐車場でございます。全部で62台でございます。

それから、21ページをお願いいたします。

21ページ、被害防除計画とちょっと照合して見ていただきたいんですけど、まず、申請地の造成計画でございますが、21ページで見てもらえば分かると思うんですが、102番の上の農地が、この正面から見て右手のほうに0.7m上がっていくという状況です。下の農地は逆に、左のほうが0.7m上がるというような造成の計画です。そうい

う意味から、最高1 m程度ということで、造成の計画がなされております。

雨水排水につきましては、20ページを見ていただければ分かると思うんですが、この青い部分が水路の計画でございまして、結局流れる方向としましては、一番右の水路に放流と書いてありますが、右手の下のところですが、一番。ここに全部水は集めるという計画でございまして。五役会の際は、逆のほうを私言っていましたけど、再度確認したら、水は全部こちらに集めて流して行くと、雨水は。

それから、下水につきましては、この緑の線が全部下水道の計画でございまして、上に町道の正興寺橋線と書いてございまして。ここが本管が通っておりまして、ちょうどこの一番上の公共下水道へ接続と書いてありますけども、この高さで下水道はつないでいくというような形です。下に行くほど低くなっておりまして、その低いところ、一番合うところに接続をしていくという計画のようです。

それから、21ページをもう一回見ていただければと思うんですけども、隣接の農地の方がいらっしゃいます。この89とDというところの農地、お二人隣接農地がいらっしゃいますけども、まず、〇〇〇〇さんの農地につきましては、この左の下のところ、6のプラスチックぐいって書いてございまして。この境界までが〇〇〇〇さんの所有地という形になります。なので、ここからは土羽がありますけども、ここまでは町有地ということとなっております。

このお二人からの要望がございまして、草が生えないように、ここにコンクリ張りをしてもらえないかということで、要望がっております。ここは、産業経済課のほうで、今、検討をしておりますけども、恐らくこういうところはほかの農地でもあるということで、今のところはまだはっきりしません。原材料とかの支給の予定で、町がコンクリ張りをするというような予定は、今のところないと、もう少し協議をしたいということで報告をいただいております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） では、地元委員の補足説明をお願いします。9番。

9番（寶持 雅祥君） 先週18日の日に、地元委員の私と濱野卓也委員と事務局長と業者の所長さんと、この神田田原につくっておられる水利組合の代表者の方と現地へ確認、立会いをしました。

事務局からあったとおり、説明は以上なんですけども、15ページの上の写真、道の脇の下に水路があるんですけども、これは、佐々川沿いからずっと流れてきた水で、線路を越えまして、延命寺の下〇〇〇〇君とか、その本家〇〇〇〇さんとかに、田んぼをつくっていらっしゃる方のそちらのほうに流れています。

こちらはもう触らずに、ちゃんとコンクリをして守っていくということで、双方の、両者立会いの下、そういう話もされました。

説明は以上です。皆様の御審議、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問ありませんか。

ないようですので、採決をしたいと思ひます。第10号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願ひいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全員一致で転用やむなしということで、県に申達いたします。

次に、第11号議案農地法第5条の規定による許可申請書について議題といたします。

この案件につきましては、16番委員の本人申請になりますので、一時退席をお願ひいたします。

なお、地元委員の補足説明ということで、私がしますので、議長を交代いたします。職務代理、よろしくお願ひします。

2番（濱野 努君） 会長の地元の案件ということで、議長を代わらせていただきます。

それでは、第11号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局長の説明をお願ひします。

事務局長（金子 剛君） 資料の29をお願ひいたします。

朗読説明いたします。

議案第11号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町小浦免字浜小浦1410番地1、登記、現況ともに畑605m²。譲受人、〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇取締役〇〇〇〇、不動産業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。

転用の目的でございます。建売住宅でございます、木造2階建ての3棟、建築面積が114.27m²、農地区分が3種、建売住宅を建築し、販売をするためということで、許可申請が上がっております。

場所につきましては、〇〇〇〇さんの御自宅の横でございます、37ページをお願ひいたします。

航空写真がございますが、ここのちょうど真ん中の部分、赤線で縦長に区切っております。ここに3棟予定がされております。

それから、40ページをお開きください。

39ページの被害防除計画と照らし合わせていただければと思ひます。

計画につきましては、この3棟でございます。申請地の造成の計画につきましては、も

う現状のまま利用するという計画でございます。

それから、建物の高さにつきましては、2階建てですので、7.725mまでの高さという状況でございます。

それから、ここは下水道区域でございます。この緑の線が下水道の接続のルートでございまして、雨水排水につきましては、既に今青い線のところにもう側溝が入っております。ここに流して、上の用水路に放流を行うという状況でございます。

それから、この道につきましては、約2.5mの幅員でございますが、2.5mでは建築確認基準が取れないと思うんです。その計画としまして、この図面で見ますと、用水路のところには橋が今架かっていると思うんですけど、その横を橋梁の拡幅ということで、2mですか、拡幅をするということで建築確認の申請が通るということで、ここを拡幅工事の予定をされております。

以上でございます。

議長（濱野 努君） それでは、地元委員の説明をお願いいたします。1番。

1番（吉野 裕君） ただいま事務局がありました小浦の〇〇〇〇精米所をご存じと思いますが、その道路と水路をはさんだ向かい側の農地になります。現在は、この部分が耕作されておられません。御両親といらっしゃって、その介護等にもちょっと経済的な部分が出てきたということもあまして、今回の申請となっております。

写真で見ると、36ページの写真でブロック塀があるんですが、これを全部撤去して住宅を建設、建てる計画とするということでございます。

皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

議長（濱野 努君） これに関しまして、皆さんからの御意見ありませんか。御質問等ありましたらお願いいたします。ありませんか。何かありますか。手を挙げて質問を、起立の上、マイクをつけてお願いいたします。起立でお願いします。

10番（池田 晴良君） 40ページの図面の1410-4の道ですが、この道幅は4mはないんですか。

議長（濱野 努君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） ここは4mございません。約2.5m程度ですね。ただ、建築基準はこれで通りませんが、先ほど申しましたように上に橋梁が架かっているんです。上の部分のちょっと四角のところ、ここを拡幅、橋梁を拡幅と書いてございますが、ここを4m以上取ることで、建築確認が通るということです。ここが2.5mであっても、中は。

議長（濱野 努君） よろしいですか。

10番（池田 晴良君） 4mという道幅はあるんでしょうけども、そういう特例があるわけで

すね。

事務局長（金子 剛君） そうですね、建設課に確認した結果、そういった状況であればいいという事です。

議長（濱野 努君） 5番。

5番（築城 武美君） ちょっとアドバイスをさせていただきますが、建築基準法は、消防車等が通れる幅が確保できる状態であれば、道路が2m50であっても、中心から2m、2mの4mか確保できる空き地があればよろしいということになっておりまして、現在2.5mのところは、中心からサイドに2mなりが確保できると4m以上確保できますから、先ほど地元員の説明がありましたブロック塀を撤去することで、土地がそこにある、空き地があるということで、建築基準法はクリアできます。

だから、当初入口のところは4m50に拡幅できて、なおかつ道路は2m50しかないけれども、サイドに空き地があつて、そこに消防車等が乗り入れることができるという状況にすることで、そこをクリアできる、こういうことになっておりますので、アドバイスをさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（濱野 努君） ありがとうございます。

ほかに御質問ありませんか。特になければ、それでは、採決をいたします。第11号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）

ありがとうございます。全員一致ということで、この件に関しましては許可といたします。

それでは、まとまりましたので、また議長を交代したいと思います。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） 次に、第12号議案農地法第5条の規定による許可申請書について議題といたします。この案件につきましては、18番委員本人申請になりますので、一時退席をお願い致します。

それでは、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 42ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

議案第12号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町志方免字山下178番3、登記、現況ともに畑497m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。転用の目的、個人住宅木造2階建て1棟でございます。建築面積132.36m²、2種農地でございます。個人住宅を建築するためということで、今回申請が上がっております。

場所につきましては、佐々インターから下りまして、佐々大橋を渡って、真っ直ぐ江迎方面に行く途中に、地蔵さんといいますが、ちょっと広い敷地があるんですが、そこを左にぐっと上っていったら、この46ページで申請地と書いてございます。

48ページに現況の写真を載せております。

それから51ページ、それから50ページをお開きください。

まず、申請地の造成計画でございますけれども、ここにつきましては、土地は現状のまま利用するというところでございます。建物の高さにつきましては、2階建てですので、2階までの高さが8.8mで、汚水と雨水の計画でございますけれども、緑のラインにつきましては、雨水の計画でございます、ぐっと下の174の2ですか、上の道をずっと勾配が下ってっております、この現地につきましては、この水路に放流をして、下に流すと。下水道につきましても、ここまで、青いラインでございますけれども、ここにマンホール、本管が来ておりますので、ここに接続をするという計画でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いいたします。12番。

12番（山下 夕見子君） 8月19日に、事務局長と会長と私と〇〇〇〇さんで確認して来ました。

見てのとおり周りが〇〇〇〇さんの土地になっておりますので、別に問題はないと思います。畑も作っているところはないので、問題ないと思います。

皆さんの審議をよろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） この件に関して何か御意見、御質問ありませんか。よろしいですか。

（ 「異議なし」の声あり ）

それでは、採決をいたします。第12号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。賛成多数で転用やむなしということで、県に申達いたします。

次に、第13号議案農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の55ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

議案第13号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元435番6、同じく野寄免字榎ノ元

435番7。登記、現況、2筆ともに田。1筆目が435番6が262m²、435番7が330m²、合計の592m²でございます。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇、建設業及び不動産業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。転用の目的でございます。建売住宅、木造2階建ての2棟、建築面積が213.01m²、農地区分、2種農地。建売住宅を建築し、販売するためということで、今回、申請が上がっております。

場所につきましては、60ページをお願いいたします。

ここにつきましては、町道神田線、〇〇〇〇さんから神田線のほうに入っていきます、その途中から野寄のほうにぐっと上る道があります。その、ここに申請地書いてございます。ここが申請地でございますが、元、〇〇〇〇さんの御自宅の横になります。今、相続をされまして、お兄さんの、今回の申請者、〇〇〇〇さんに相続がされているということでございます。

61ページに現況写真をつけております。

それから、65ページと63ページを見ていただければと思います。

まず65ページ、この配置図がこの建売ということで、2棟予定をされております。

申請地の造成計画の内容でございますけども、ここにつきましては、現状のまま利用するというところでございます。ここの建物の高さ、この2階建てで高さが8mという高さでございます。

雨水排水につきましては、この青のラインが雨水の計画でございまして、ここに四角のため枡がありまして、ここに落として側溝に流し込むと。それから、緑のラインにつきましては、ここもう下水道区域でございますので、ここに本管が来ております。ここに接続をするという計画で、今回、申請が上がっております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いいたします。5番。

5番（築城 武美君） 5番、築城でございます。

8月18日の日に、午前11時から立会いをいたしました。筒井推進委員と一緒に立ち会ったわけですが、65ページの図面を見ていただきたいんですが、65ページの図面の435の5というところ、手前に一番、申請地の隣がありますが、ここは2年ほど前に農転申請が出て、許可をしたところでございまして、その水路等を、そのときに、公共下水と水路等が、浄化槽やったですね、設置されておまして、問題はないかというふうに考えております。

それから、造成計画自体は、平面の部分はないんですが、裏の里道との境界のところ

については、ブロック擁壁を建築するという、土地の補強工事をするということになっております。

なお、奥の人との道路の使用状況等について、トラブルのないようにお願いしたところ、土地の登記が、既に道路は2分の1ずつの登記になっておりまして、〇〇〇〇さんと奥の人との権利が、そこに両方あるということで、結果的にはその通路使用についても問題はないということで、現場で確認、立会いをしたところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件につきまして、何か御意見、御質問のあられる方、いらっしゃいませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、採決をいたします。第13号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全員一致ということで、転用やむなしということで、県に申達いたします。

次に、第14号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の70ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

議案第14号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町石免字道木1732番1、地目、現況ともに田437.44m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。この方たちにつきましては、〇〇〇〇さんが孫で、〇〇〇〇さんが祖母という関係でございます。その関係で、今回、所有権移転ではなく、使用貸借権の設定の申請でございます。転用の目的、個人住宅の1棟、木造の瓦葺き平屋建てでございます。建築面積が109.30m²、2種農地。現在、賃貸住宅に居住しているが、祖母の家の近隣に自宅を新築するためということで、今回申請が上がっております。

この場所につきましては、真申の〇〇〇〇の事務所があると思います。そこから上に100mほど上がったところが今回の申請地ということで、75ページに現況の写真を付けております。

80ページを御覧ください。

ここの、赤枠があると思います。ここが1732番地1になるんですけども、ここの全体面積につきましては、782m²でございます。このうち一般住宅につきましては、農地法上で500m²以内というふうになっておりますので、この全体の農地のうち、緑の線

が入っていると思います。ちょっと薄くて見づらいんですけど、ここが今回の申請地というところで計画をされております。

79ページを御覧ください。

79ページと78ページです、被害防除計画という事で。ここの申請地の造成計画につきましては、盛土を最高0.5m、それから切土を1.5m行うという計画でございます。それから、余った農地との境、境界には土留め工事をするという計画でございます。建物の高さにつきましては、ここはもう平屋建てですので6.9mという状況でございます。

雨水排水でございますが、雨水についてはこの青のラインでございまして、ここの車の下のところに小さい川が走っております。そこに雨水は放流を行うということでございまして、ここは下水道区域ではございません。合併浄化槽を予定をされております。79ページのちょうど黄色のライン下に、長方形にバツ印がありますが、ここが、浄化槽の設置をするということで、今回申請が上がっております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま事務局から説明がありましたように、18日のお昼から、局長と業者の方と私で立会いを行いまして、現場を見させていただきました。

場所のほうは、先ほどありましたように、真申の〇〇〇〇の裏付近の土地になります。申請地は、お孫さんのほうに貸すというふうなことでありまして、79ページの図面の赤枠の周りは、御本人さんの、〇〇〇〇さんの所有地だということでありました。周りは、そのほかのところは、車が止まっているところの下付近は、もう宅地になっております。雨水のほうは川のほうに放流するというふうなことで、特に問題はありませんでした。

そういったことで、御審議お願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件に関して、何か御意見、御質問はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、採決をいたします。第14号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全員賛成ということで、転用やむなしということで県に申達いたします。

審議事項が終わりまして、5番の協議事項に移ります。

農地の賃貸借に係る平均単価についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の83ページをお願いいたします。

この件につきましては、前回の農業委員会総会の折に7番委員さんのほうから御指摘を

受けているところでございます。

ここに書いてございますのが、21年からずっと書いてございますけれども、北部と南部の物納と金納の反当たりの平均単価、それから物納のキロ数を提示させているところでございます。

令和2年につきましても、平均はここに書いてありますとおり、北部が物納で60キロ、金納が1万1,000円、南部も同じという平均単価を載せさせていっているところでございますけれども、前は、これ以外の例えば中山間地域、山間部、そういったところの単価も表示できないのか、決定してくれということで御指摘を頂いておりました。

この件につきましては、五役会でも検討させていただきまして、結果、やっぱりここに単価を載せるのは、あくまでもこれは平均単価を載せるということで決めていますので、でなければここに、今回ちょっと初めて入れさせていただいたんですが、下に米印で、中山間地域及び山間部については、まず借り手の方の御希望の単価、それから、物納に関しましても、物納、キロ数等を地元の委員さんと、当然事務局も入りますけども、決めていただいて、当然貸し手農家と一致しまして、契約に結びつけていただきたいなということで、今回、こういう提案をさせていただいております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） この点につきましては、お話のとおり、6月の定例総会のときにもこういうことで、懸案事項として上げておったわけなんです。そういう流れの中、御意見聞きながらまとめられたことであると。五役会でも、このとおりということで認められたというようなお話でございます。

異論はございませんけれど、借り手の希望単価ということで書いてありますけども、これになりますと、借り手が優先的な捉え方に感じるような気がしましたが、これは、文言の使い方にもよりましようけども、やっぱり借り手、貸し手の双方の合意によってということのほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。御意見として申し上げます。

事務局長（金子 剛君） 委員さん、今おっしゃるとおりだと思います。事務局としても、当然、貸し手と借り手の合意の下が当たり前だと思うんです。

ただ、どうしても、この書き方がちょっと悪いと思うんですけど、どうしても借り手の方がいないと、貸し手の方も、当然作りきらっさんというような状況だと思うんです。

なので、優先じゃないですけども、まずは借り手の方の御希望を幾らぐらいというのを決めていただいて、それで貸し手の方に、それでいいかというような合意を取っていただ

きたいという意味で、こう書いております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 五役会での議論の経過について御説明申し上げますが、現在、賃貸をしている関係というのは、どうしても土地の所有者が高齢であるとか、作りきらんとか、病弱であるとかいう、そういう実態がございまして、誰か作ってくれんかなというのが先行しておるように考えております。

そこで、借り手は、結果的にいうと、いろいろ無理して借りることも想定をされておりますし、ましてや農地を集約していくという方向で、今後人・農地プランというのは進んでいきますが、そういうときに、どうしても借り手が中心になっていく、要するに農業を拡大していくというのは借り手のほうでございまして、貸し手は自分の土地は自分で作っていけばいいわけですから、そういうパターンを踏まえていくと、どうしても借り手が少し優先的にならざるを得んではないだろうかというニュアンスをここに書き込んであるというふうに考えていただきたいなと思います。

現実には、佐々町の農業人口の中身を調べてみると、非常に高齢化をしておる、土地をお持ちの方が、後継者もない。その土地を誰かが作ってくれんかなというふうにお願いをしていく立場からいうと、今後は借り手の希望単価や物納数等を聞いて、所有者と協議をして確認をしていただきたいという意味合いになっております。ということでございます。よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今の説明は分かりましたけれども、ちょっと見たときに、あくまでも借り手が優先のような感じがしましたものですから、説明を聞けば納得いきますけれども、そういうふうにただし書きすれば、これ、必ず資料としてずっと残っていきますから、双方にとってあくまでも公平で、合意的であったほうがいいんじゃないかなという意味で、ちょっと意見として申し上げた次第ですので、皆さん方がそう御理解いただければ、巡回、ほかの農業委員さんたちはどうお考えでしょうか。

会長（吉野 裕君） 7番。

7番（坂口 隆英君） この件につきましても、ずっと私が言い出しっぺで来たわけですが、やっぱりここに借り手の希望単価とか書いてありますけれども、ここに反当たりの金額が書いてありますよね。いつも言いますように、中山間とこっちの下のほうとは、また状況かれこれも全く違うわけです。ですから、少しちょっとあのとき井手委員さんも言っておられましたけれども、北部、南部もいいですけども、中山間のほうである程度の金

額を出してもらうことには、やっぱり貸し手のほうがこの金額を切ってしまわれたときに、反当たり1万1,000円でっていう、あれに出てるじゃなかねって言われたときに、いや、中山間はこうですよって言って、貸し手のほうが納得してもらえればいいですけど、今回うちのところでも、そういうことでちょっともめたところがあって、あの人にはもう貸さんっていう方が2名ほどおられたわけです。現に、ここが今荒れております。もう恐らく非農地になるっちなかろうかというふうになっています。借り手はおったんですけども、そういうところでちょっとぎくしゃくしたところがあったもんですから、こういうふうな案をちょっと申し上げたわけでございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ごもった御意見が出ておりますけど、別にこだわる必要もないんですけど、やっぱりこれが基準、あくまで基準単価であってというふうなことも入っておれば、また、あくまでもこれは基準ですから、基準として受け取っていただく。その上で、山間部あるいは中山間、事情の違う、圃場もかれこれありますから、その中で、やっぱり双方で決めていくことになると思います。

ですから、これは、あくまでもここに「賃借料参考」ってしてありますけども、このただし書きの中で、あくまでも基準単価であり、中山間地区及びというふうなことで、ちょっと文言を少し入れてやれば、また大分違うんじゃないかなと思っています。

その点も、これで基本的には特別いろいろ申し上げているわけじゃないです。もうちょっとただし書きで添えてだったら、何か少し分かりやすいんじゃないかなというふうに思っていますので、一応それで意見として申し上げておくだけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。仮に中山間地でも、圃場整備してある、基盤整備してあるところもある。五役会でも言ったんですけど、これはあくまでも平均の単価であって、中山間地を幾らってしたときに、それが、値段が独り歩きして、それが固定してしまうのもちょっと。そしたら、どこからがそういう線引きになるかというところもいろいろ難しいところも出てくると思います。

それで、こういう貸し借りは、昔はって言ったら失礼ですけども、以前は物納が基本だったと思います。それが、もうお金でいいよっていうことになって、その当時の米の値段というか、農協の買取り価格の値段とかになって、こういう価格になっていると思います。確かに買取り価格が下がったときには、もっと下がりました。1万円もしないところもあ

った。場所によっては、そういうふうに賃貸の契約が、差があるところは、それは致し方ないところで、もう5番委員さんの言われたとおり、何しろ農業をやる人がもう高齢者になって、今やってくれる方は、もう多分自分いっぱいいっばいいっばいのところでやられていると思います。その中で作ってほしいという依頼が来るわけですから、やはりどっちかっていったら、やっぱり借り手のほうの意見が強くなるっていう言い方はおかしいですけども、そういう感じになってくるんじゃないかと思います。

そういうふうにならないように、片方では新規就農者を増やして、後継者をつくって、そういう意欲のある人を増やしてくださいというふうな指導もあっておりますけども、なかなか現状のところは思うようにいっていないというところでございます。

というところで、これで賃借料についてはよろしいですか。7番。

7番(坂口 隆英君) 大方納得するところもあれば、まだまだというところもあるわけですが、この反当たりが1万1,000円ちゅうとは、平成29年からもう統一してなっていますけれども、いつ1,000円上がったんですか。1万円と米1俵というあれで来たと思うんですけども、1,000円上がったとは、私もよう分からんとですけど。

会長(吉野 裕君) 事務局長。

事務局長(金子 剛君) その単年度の平均単価を出して、たまたま1万1,000円というような形になっております。

7番(坂口 隆英君) 金額を決めるときは、この前も委員会で決めておった、総会の席で決めたっちゃんなかったんですか。私はそういうふうに思っておりましたので、何で1万、1,000円上がったとかねって、ちょっと不思議に思いましたので。

会長(吉野 裕君) 休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(会議再開 午前10時40分)

会長(吉野 裕君) 会を再開します。

次に、令和2年度農地パトロール(利用状況調査)実施についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長(金子 剛君) すいません、農地パトロールの件ですけども、これは毎年皆様をお願いをしているところでございます。本来であれば、先月に調査をお願いするところでしたが、ちょうど改選時期ということで、どうしても今月にずれ込んでしまいました。申し訳ございません。

今年もお願いをするわけですけども、期間につきましては、9月から10月の2か月間で提出をお願いしたいというふうに考えております。

今回の調査する中で、もうかなりの非農地のB判定が出ているところをございまして、余りもう確認するところもないのかなって、事務局的には判断をしております。

今年の実施につきましては、余り危険なところとか、もう山奥とか、そういったところはもう行かれなくていいのかなというふうに思っております。熱中症等いろいろ考えられますので、ぜひ無理をされないように、程度で実施をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 農地パトロールも結構ですけど、最新の航空写真というのはいつのとき、今出ているのは。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 写真が、もう平成の26年から最新がないんです、うちの役場自体が。あるなら当然出しますが、なかもんで、あれでもうずっと今、お願いするしかないんですよ。

3番（池田 邦義君） もう26年から何年たつ、今。その間に非農地の面積というのは、かなり増えているわけでしょう。毎年、我々農業委員で発表するようにですね。その部分は、結局もう非農地が増えているということは、その分はもう省いて、新しい航空写真でも佐々町独自でできないのかなと思うわけですけど、いかがなんでしょうか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 当然、今のシステムに、写真上じゃなくて、非農地になったところは当然入れ込んでいって、最新の状態にはしているんですけども、写真についてはちょっと、何ですか、ちょっと遅れているという状態ではあるんです。なので、今回ちょっと農業委員会、国の事業とかそういったもの、補助金とかないもんですから、どうしてもうちの総務課のほうに頼るしかないわけです。なので、要望は出していくようにします。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この後ちょっと休憩を取りまして、各班に分かれて……、はい。

8番（藤永 九市君） 今の件ですけど、お話が出ていますように、私どもはもういち早く30日に計画をいたしまして、それぞれ台帳といいますか、対象リストといいますか、それと、それから航空写真と、今ずっと照合しながら調べております。うちは大きいもんですから、木場は広いもんですから、大変な目に遭うんです。

そういうことですが、今、問題が3番さんから言われましたように、非農地化ということで、もうこの何年か見てきておりますよね。その中で、事務局としては便宜よく、その

リストの中に全部網かけしてありますもんね。だから、その部分は多分、また同じようなことを見る必要はないんじゃないかなと思いますので、その点については事務局としてどう思いますか。

それと、あくまでも、ただ、私どもはずっと歩いて、手分けして、4人何日もかけて見てくるんですけども、いいかげんなことはできないと思うんです、やっぱり。そして、当然我々は執行権とか、強制的にどうしろという権限はないもんですから、やっぱり各農業、土地の所有者の皆さんに意見を聞くことも大事だと思うんです。一方的に来た、何で勝手にしたとやって言われる場面も出てくるんです。たまたまあるんですよね。

だから、要注意といいますか、そういうことも含めながら、また、その人に確認をする方法もあると思うんです、パトロールをする中において。そういうとも必要じゃないかなというふうには思っております。

そういうことで、できれば時間をかけてゆっくりしていこうというふうに4人で、木場は1町内会1ブロックですから、その点はやりやすいんですけど、ただ、面境が入込みがありますけども、その点も踏まえながらやっていこうと思っておりますので、そのようなことで、やっぱり非農地通知を出したことについては、また同じようなことをする必要はないと思いますけど、その点についてどうお考えか、会長なり事務局、どう思いますか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 後ろに、当然調査票をつけているんですけども、その中に、当然今までの非農地になった部分は、もうチェックを入れております。去年がA判定で、どうかなというところは、まだA判定でということを入れておりますので、帳面上では見えるんです、最新なのは。ただ、3番委員さんが言われるのは、多分、航空写真で、例えば山奥とか、そういった行けないところの判断がちょっとしづらいのかなというふうに思っておりますので、帳面上ではきちっと見えますので、最新の航空写真も本当、農業委員会としてもうちの総務課のほうに要望していきたいと思っておりますので、それで最新を見ていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 休憩をして、その間に班ごとに、ちょっと古い写真ですけど、帳面と……。

（休 憩 午前10時47分）

（会議再開 午前11時11分）

会長（吉野 裕君） 会を再開します。

農地パトロールについては、各班、日程を調整されて、無理のない状況でパトロールをお願いしたいと思います。

次、日程6に移ります。事務局からお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） その他の視察研修の案についてということで、84ページをまずお聞きください。

農協観光さんのほうに、ちょっと行程のほうを今年度、参考程度ということで案を出させていただいております。これ、4件パターンがあります。

まず、84ページが、日帰りの佐賀方面で日帰りのパターン。大まかで言いますと。86ページが福岡、これ糸島のほうの日帰りのパターンです。

それから、88ページになります。

ここからは1泊の予定で、大分県のほうの、別府のほうです。このパターンでございまして、90ページほうが宮崎都城付近です。この4パターンを一応今年度、あくまでも案として出させていただいておりますけれども、今、コロナの関係で、皆さんに今日決めていただきたいと思っているんですけども、まず、この旅行会社さんが言われるのは、こちらから行くのは構わないんですけども、やっぱり受け入れ先のほうがどうしても嫌われるということで、どこの自治体もそれで困っていらっしゃるということで、この県央管内は、今のところどこも見合わせているという状況でございます。

もう今日もしくは来月までにはっきりしていただければ、旅行会社のほうも進めやすいということで、状況的にはそういうことで、事務局として確認をいたしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 町内でも、我々の懇親会もままならない状況の中で、ましてやコロナの終息が見えない中で、私としては、今年度はもう自粛というか、仕方ないんじゃないかなと思っておりますけども……。8番。

8番（藤永 九市君） ただいまの件説明いただきました。そして、その前に目を通してきました。日帰り2件と、それから1泊2日で4例出しておりますね。今言われましたように、コロナの感染の問題で、もう自粛せなならんという状況にありますので、案としてこれ上げておられますので、このことを皆さんに見ていただいて、今度の会議でもその辺をはっきりしたほうがいい。私、避けたほうがいいと思うんです。1年ぐらいやめても、問題はないと思うんです。やっぱりそのところいろいろ気を遣いよれば、もうせつかくの慰安も含めながら、こうやっているんですけども、研修がメインやったんですけども、これ見よったら、観光が主になつとるごたるですね、今見よったら。そういうことができない、交流ができないということもあるんでしょうから、これ、やむを得ないと思うんですけども、その辺も案として上げておられることは結構なことですけども、やっぱりもう一度、皆さん方がどういうふうにお考えになるか、次のときにはっきりしたほうがいいんじゃないかと。これ、案として受け止めます。そういうことで、中止を視野に置いたほうがいいん

じゃないかなということをおし上げておきます。

会長（吉野 裕君） 一応、今年度の研修は中止ということではよろしいですか、皆さん。

（ 「異議なし」 の声あり ）

次、その他の2番。事務局長。

事務局長（金子 剛君） ②番の9月の定例会の日程でございます。

一応予定いたしておりますのは、9月の28日月曜日13時30分から総会を予定させていただきます。

五役会につきましては、9月の16日水曜日の13時30分から予定をさせていただきます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 9月の日程も以上のようなようです。

ほかにその他のその他で、何か皆さんのほうからありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） たびたびすいません、ここに座ったら、前の前任者の池田委員さんもここに座っておられました。ものすごい発言されてました。何か不思議なことで、言わないといけなくなるんですよ、それは冗談ですけども、せつかくのあれで、午後のことありましよう。

私のほうから、ちょっと全体的に意見といいますか、私の考えを申し上げたいと思えますけれども、前回の総会のあれにより、結果的に新しい体制が整いました。私はどうでもよかったんですけども、結果的にこういう形になりまして、非常に内心よかったなと思っています。なぜか、非常に大変な時期に来ているということは、もう目に見えておるんです。いわゆる人・農地プラン、それから、今後の振興計画も含めまして、今後の農業委員会、非常に課題が大きいわけです。だから、今日の午後の研修会も非常に大事なことでありますので、皆さん、しっかり勉強していただきたいと思えます。

特に、農業は基幹産業であるというふうに、佐々町言いながらも、なかなかそういう方向に行っていない。やっぱり農業の代表となるのも、ほかの組合かれこれいろいろありますけれども、農協関係とか、やっぱり一番農業の内容は農業委員会だと思います。

優秀な皆さんが寄っている状況下にありますし、また、体制が変わって、新制度になってから1期、そして今2期目に向かうわけです。それで、御存じのとおり、老若男女、若い人を入れなさい、それから女性を入れなさいという改革の下に、これまで来たわけです。だから、非常になかなか、うまくなじめない面もあったかと思えますけれども、今、皆さんようやく、もう御存じのとおり若い人の皆さんも、農業委員としての意欲を持ちながら、またこうして残っていただいています。辞めようかという話も出てきておったんですけど

も、私もお互いだと思えますけど、ぜひ辞めることなく、年寄りが辞めるときには若い人が残っていかないと、一言それぞれ申し上げてきたわけです。そういった中で、うちはこうして非常に理想的な農業委員会の姿になっていると思えますので、責任重大です。

そして、喫緊の課題で人・農地プラン、これ人事じゃないです。木場は、第一に見本になる、あるいは基本になるかもしれんということで、急いでやってきたわけです。それで、もう実質化に向けてもう今進めております。そういう中で、話を踏まえながら、そして今、第6次元の加工、木場で栽培したのを、それをちゃんとして、実現化したいというふうな形で、今進めていると思うんです。そういうふうにしていかないと、4年、5年、10年はどうなるか分からんということですから、そういうことも考えて、皆さんぜひともその点は肝に銘じて、やっぱり佐々町を代表する、農業者の代表でありますので、会長を真っ先に頑張っていたいただきたいなと思っております。

そして、当然ながら会長が、当初の今日の挨拶を、今日が第1回ですから、この前はもう総会、事業が多かったもんですから、申請のでかれこれについては大したことなかった。やっぱり今日は、所信表明じゃないですけども、会長がおるんだということで張り切っておられますので、しっかりその点は自分が中心になって皆さん方を引っ張っていただきたいということを、切に希望したいと思います。ぜひとも会長、その辺は皆さん方を引っ張っていただきたい。

そして、役員、五役と一緒に、当然、皆さん方にも申し上げておきますけれども、総会に向けては事前協議を行います。今日、皆さん審議していますけれども、変わらんような時間取って事前協議するんです。それを提案して、この総会で皆さん方に審議をしてもらおうというかたちになつとるもんですから、その点も、そういうかたちで来ておりますので、おいおいと私も、会長の立場も分かりますし、また、会長職は大変です。対外的な問題がいっぱいある。だから、18人の顔になって出なきゃならんもんですから、もうその点もありますし、非常に大変なことと思っている。今度、本音で言いますと非常に助かりました。これで、フリーでここでどんどん言われますから、会長がしっかり引っ張っていただきたいというふうに思いますので、皆さんもしっかり勉強していただきたい。

そして、何が正しいか、何が根拠で言っておられるかと、やっぱり勉強して物を言わんと、分からずに物を言いよつたら変になるんです。だから、その辺は私、今から今後ぜひ修正していきたいと思っておりますので、しっかり頑張っていたいただきたいということを皆さん方に呼びかけておきます。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。肝に銘じて、これから皆さんの協力を得ながら

やっていきたいと思います。

午後からも研修があります。そこでもしっかり勉強していただいて、これからの農業委員会の在り方、佐々町農業の在り方について頑張っていたきたいと思います。

ほかにございませんか。5番。

5番（築城 武美君） 8月いっぱいの人・農地プランの実質的打ち合わせをやろうやっという約束事がありました。結果的には、計画倒れに今なっていて、延期になっているわけですが、今日の午後の研修のお題目は何なんですか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今日の題目は、まず1番に農業委員会をめぐる情勢について、それから、人・農地プランの実質化と農地中間管理事業の推進について、農業委員会業務のポイントと役割、農地利用の最適に関する県内事例の紹介、以上です。

5番（築城 武美君） その中で人・農地プランの話が2番目に出てきとったんですが、現在、人・農地プランに基づいて活動してきた木場を参考にしながら、ほかの5地区の中でも農家の方を集めてそういう会議を進めていかにばいかにという話になっておって、8月の末までの間には、2か所でしたよね、計画が入ってきておったのが、それが延期になっておるんですが、現実的にはその取扱い、進め方の段階で、農業委員会事務局がそういう案を策定して進めているのか、もう一つは、経済課が振興局とタイアップをしてそういうシステムを進めていこうとしているのか、どちらがより重きリーダーシップを持ってやっているのか分からん実態にあるような気がしています。

そこで、農業委員会は、人・農地プランを引っ張るといいますが、誰が音頭取りよるとねというふうにはしか見えていないです。

だから、そのところは、先ほど前会長が言われたように、人・農地プランに基づいて農業の育成をちゃんと検討しましょうって言う話、農業委員会の中身の問題だと思っていますから、そのところを少し、より具体的に、具体的計画、作業の、そういうものを少し明確につくっていったほうがいいんじゃないかなという気はしています。

コロナで延期になるのは構わないんですが、それがどんどんずれていってしまうと、何やっという世界になりかねないんで、その辺では事務局長大変ですが、ちゃんとチームを組んで、事務局長だけではきついですから、ちゃんとチームを組んでこういう作業をやろうやというふうに、委員会全体に諮る段取りのチーム等をつくって、前もって何か作業会議をやったほうがいいんじゃないかなという気がしていますので、そういう提案をさせていただきます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、人・農地プランの件でお話がありましたけども、まず、主からいきますと、この事業については産業経済課の農政班が主でやっていきます。あと、農業委員会としては、当然農業委員会も補佐していく必要があるんですけども、アンケート調査等は、もう皆様に2年前ですか、取っていただいたという状況ですので、そういった内容が農業委員会の事前の事業、仕事内容にはなるんですけども、今度、実質化に向けてやっていくことにつきましては、まず、前回も言いましたとおり、農業委員さんと最適化推進委員さんには、地元の方をまず集めていただくというのが一番の事業、仕事内容だと思っております。

この人・農地プランが、令和3年の3月31日までと義務づけられておりましたけれども、コロナの関係で、ちょっとまだ決定ではないと思うんですけど、ちょっと延期されたというのが現状でございまして、前回、何月ごろ希望かということを取らせていただきましたけども、ちょっと今見合わせているという状況でございます。はっきりしましたら、こちらからも当然また詳しい内容を説明させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

8番（藤永 九市君） ちょっと関連ですけど、今、築城委員さんから、どこがどうなって、農業委員会がどこまでせんばとかというふうな意味合いの御意見だったと、共有をするということになるんです。振興局、当然これはもう国の方針で、県に、そして県から町に、その辺縦に来れば、もう振興局と産業経済課につながってくるわけです。それに我々が、農業委員が、今言われましたように、人集めからかれこれ協力をしながら、どこがどうやない、今日午後の研修でお分かりになると思いますので、農業委員、ほかのするけんよかやろうやって、とんでもない話です。農業委員が中心になってしてやらんばいかん。

だから、どこがどうこうじゃなくして、共有してという使い方をしてあります。そういうことで頭に置きながら、今日の研修に臨んでいただければ、皆さん、十分理解されると思いますので、そういうことで補足しておきます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 人・農地プランの取組方、最初が皆さん、最初がちょっと分かりにくいというか、どれからどうしてと。そのうちの1つで、県の指導で、指導というか計画で、スマート農業ですね。あれで、田植えと土羽の草刈り、それからドローンによる防除、そういうのが実施されております。そういうのも取り入れて、何からするってあれじゃないですけど、そういうのを取り入れて、人・農地プランに結びつけて、もう先が見ているというか、もう後がないという状況なので、各班でそういうパトロールのときにでも、ちょっ

と話をしていただければと思っております。

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、本日の農業委員会総会を終わります。午後からの研修、よろしく願いいたします。

（ 閉 会 午前11時31分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 吉野 裕

会議録署名委員 藤永 志

会議録署名委員 築城 武美